

食物アレルギー等の理由により牛乳の飲用を中止する等の場合は

○食物アレルギー等のやむを得ない理由より、飲用牛乳の提供を受けることができない場合は、学校給食費を減額することができます。また、同様の理由により飲用牛乳の提供のみ受ける場合は、飲用牛乳のみの学校給食費に調整することができます。（原則、当該年度の第10期（3月）で納付額の調整が行われます。）

○食物アレルギー等による対応は、事前に学校等との協議が必要です。協議後、牛乳の飲用を中止する場合は、学校給食費の減額を受けようとする月の前月15日（当該日が学校休業日の場合は、その前日。）までに、「三木町食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書」を学校等に提出する必要があります。また、「調理段階で除去する」場合は、給食費の減額は実施していません。

（例）令和6年7月～学校給食費の減額

⇒令和6年6月14日（15日が学校休業日のため）までに申請書の提出

○食物アレルギー等の治癒等により、食品除去がなくなった場合は「三木町食物アレルギー等に係る学校給食費減額停止届」を学校等に提出する必要があります。その際も、学校等との協議が必要です。

学校給食の役割

成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材としての役割を担っています。

現在実施している食物アレルギー対応について

食物アレルギーへの対応は、飲用牛乳停止と、アレルギー特定原材料8品目を献立表に太字で記載しております。（8品目のうち、そば、ピーナッツ（落花生）、くるみは三木町の学校給食では使用しないということになっています。）

アレルギーのある児童生徒の保護者におかれましては、毎日必ずご確認いただきますようお願いいたします。（学校ごとに必要な方には、詳細献立表を配付しています。）

